

令和 7 年度米沢市診療所開設支援補助金の交付決定について

1 概要

地域医療体制の継続・強化を目的として、本市が独自に設けている「米沢市診療所開設支援補助金」についての申請をうけ、令和 7 年 7 月 31 日に以下のとおり交付を決定した。令和 6 年 5 月 1 日の制度創設（※）以来、初の交付事例となる。

（※）令和 6 年度は小児科のみ対象

令和 7 年度は小児科、泌尿器科、耳鼻咽喉科の 3 診療科及び市長が特に認めたものが対象

2 交付決定の内容

対象者	穂坂雅之（ほさかまさゆき）氏	58 歳	（現 三友堂病院院長）
医療機関名	ほさか窪田クリニック		
開院予定日	令和 7 年 10 月 1 日		
所在地	米沢市窪田町窪田 1306 番地 1（旧くぼた診療所の建物を利用）		
診療科目	内科、整形外科、リハビリテーション科		
診療日	月～金曜日		
新規・承継の別	新規開業		
交付額	1, 000 万円（今後、実績報告の審査後に確定）		
対象経費	医療機器等の購入に要する経費		

3 審査

本件の交付対象者については、主たる 3 診療科（小児科、泌尿器科、耳鼻咽喉科）ではないが、「地域医療体制の維持及び確保のために必要であると市長が認めたもの」に該当するとして決定した。

4 その他

開院予定日の令和 7 年 10 月 1 日（水）に開院記念セレモニーが予定されている。

担当：米沢市健康課
課長補佐 鈴木学
TEL24-8181（内線 200）

(参考資料) 令和 7 年度米沢市診療所開設支援補助金について

5 趣 旨

地域医療体制の継続・強化を図るため、診療所を新規開業、又は医業を承継した者に対し、開業等に係る経費についてその一部を補助するもの。

6 補助対象者

新規に診療所を開業する者、又は診療所開設者から医業の承継を受ける者で以下のいずれかに該当する者であること。

- (1) 主たる診療科が、小児科、泌尿器科又は耳鼻咽喉科のいずれかであること。
- (2) 上記に定めるもののほか、地域医療体制の維持及び確保のために必要であると市長が認めるもの。

7 補助の要件

以下の全てに該当すること。

- (1) 開業又は承継後、市内において 10 年以上診療を継続する見込みであること。
- (2) 米沢市医師会に加入していること。
- (3) 市が行う医療、保健、福祉及び介護に関する事業等に積極的に協力すること。
- (4) 本市が課する税に滞納がないこと。

8 補助金額

上限 1,000 万円（補助対象経費の 3 分の 2 以内）

対象経費

- 建物及び駐車場の新設、取得、改修等に要する経費
- 医療機器や什器備品の購入に要する経費
- 当該診療所の運営にかかる経費 など